

自主点検の注意事項

☆ 防火管理者の役割

- ・消火、通報及び避難訓練の実施
- ・消防の用に供する設備の点検や整備
- ・火気の使用又は取り扱いに関する監督
- ・避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ・収容人員の管理

など



☆ 防災物品の使用



- ①カーテン（ロールカーテン含む）
- ②布製ブラインド
- ③暗幕
- ④じゅうたん（2㎡以上のもの）
- ⑤のれん（丈が1mを超えるもの）

☆ 消防訓練



消防訓練は年に2回以上実施し、訓練前には管轄の消防署に内容を届出してください。



☆ 避難障害

- ・ 避難口 誘導灯があるドアは避難口です。



避難口にあるドアや扉の前に物品を置いてはいけません。
避難の妨げになり、逃げ遅れに繋がる恐れがあります。



※これら物品は避難の障害となります。



- ・ 階段や廊下等



階段や廊下も物品等があれば、避難の妨げとなります。物品を置かないようにしてください。
また、防火戸の周りも物品が閉鎖障害となる場合があるので注意してください。



※これら物品は避難障害や防火戸の閉鎖障害となります。



☆ 消防用設備等の点検

消火器や誘導灯、自動火災報知設備等の消防用設備等は定期的に点検を実施することが必要です。点検を実施し、**年1回消防署長へ結果を報告してください。**

また、常日頃から、設置場所や機能状況の確認などを行い、維持管理をお願いします。

